

講座受講規約

第1条（適用範囲）

本規約は、株式会社 **LibraCreation** 高橋貴子（以下、「弊社」といいます。）が主催するすべての講座（以下、「本講座」といいます。）を対象とし、効力を生じます。

第2条（受講の申込み）

本講座の受講申込みは、弊社が定める所定の方法に従って行うものとします。

第3条（受講契約の成立）

本講座の受講の申込みの後、受講料の決済が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

但し、申込み後7日を経過して受講料の決済をした場合、弊社の承認があった場合のみ、受講契約が成立するものとします（既に定員に達している可能性があるため。なお、弊社の承認がない場合、決済済みの受講料の全額から返金にかかる手数料を差し引いた額を返金します。）

第4条（受講料の額）

受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

第5条（決済方法）

本講座の受講料の決済方法は次に定めるとおりです。

（1）銀行振込（一括支払い）

受講料の全額を、弊社が指定する銀行口座へお振込み下さい。

（振込手数料は支払いをする方のご負担とします。）

振込先の銀行口座は、受講の申込みの後にメール等の方法によりお知らせいたします。

（2）クレジットカード決済

弊社が、クレジットカード決済を導入している講座に限り、クレジットカード決済ができるものとします。一括・分割等、講座によって支払い回数が変わります。

第6条（講座開催日前の解約）

情報という商品の特性上、返品・返金はお受けしておりません。

第7条（講座開講日以降の解約）

講座開催の日以降の受講者からの解約（受講契約の解除）は認められませんので、解約の申し出をされても受講料の返金はいたしません。

第8条（受講料の返金）

受講者の都合による欠席については、受講料の返金はいたしません。

第9条（講座の振替）

受講者が講座に出席できない場合において、受講者が希望をし、弊社が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。

但し、講座の種類によっては、振替日程を設定できない場合などあるため、当日の録画動画などで対応する場合があります。

第10条（講座開催の中止）

本講座の受講の申込者が2名に満たない場合、弊社は講座の開催の日の1週間前までに、既に受講申込みのあった者に通知をし、講座の開催を中止することができます。その場合、既に支払いのあった受講料はその全額を返金するものとします（なお、その他に受講者に生じる損害がある場合でも、弊社はその賠償の義務を負わないものとします。）

第11条（著作物）

本講座の受講において、受講者が受領したテキスト等の著作物（ノウハウ等を含め、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権は協会に帰属し、受講者が協会の事前の承諾を得ずに、当該著作権を侵害する行為（次に掲げる行為を含むがこれらに限られない。）を行うことを禁じます。

- （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
- （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為

第12条（受講資格の失効）

次に掲げるいずれかの事由に該当した場合には、本講座の受講資格を失効し、その後、当該講座並びに弊社が開催する如何なる講座の受講もできなくなります。また、失効した場合においても、受講料の返金は一切しません。

- （1）本規約又は法令に違反した場合
- （2）公序良俗に違反し、又は犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- （3）弊社の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を侵害した場合
- （4）弊社又は弊社の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- （5）本講座の受講申し込み時に伝えた情報に虚偽の内容がある場合
- （6）弊社の事業活動を妨害する等により弊社の事業活動に悪影響を及ぼした場合

第13条(受講制限)

次の各号に該当する場合、当協会の受講はできかねますので予めご了承ください。

- (1) うつ病、精神科の疾患にかかっている方
- (2) 受講が困難と推定される疾病にかかっている方
- (3) 同業者の方
- (4) ノウハウや講義の進め方などを盗む目的で来られる方
- (5) ネットワークビジネス、それに類するものを紹介、広めるために参加する方
- (6) その他、当協会が受講者として不適切と判断した場合。

第14条(地位の譲渡)

本講座の受講者の地位を第三者に譲渡することを禁じます。また、受講者が死亡した場合、受講資格は失われるものとし、地位の承継は一切できません。但し、受講者が本講座の受講をできない場合、事前に弊社の同意を得た場合に限り、代理の方を受講させることができます。

第15条(損害賠償)

受講者は、本規約及び法令の定め違反したことにより、弊社及び協力講師を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします。

第16条(免責事項)

天候、天災、交通機関の乱れ、講師の急病・事故・慶弔などやむを得ない場合、受講者に事前の通知なく、コース・セミナー・個別相談を中止・閉鎖・中断・休講・変更、または代理講師へ変更できるものとします。

変更により受講ができない場合で且つ振替等の代替え措置も出来ないと受講者と弊社で合意した場合に、当該講座についての受講料金を返金します。

但し、弊社の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、中止・変更などにより生じた不利益については責任を負いかねます。

第17条(条項等の無効)

本規約の条項のいずれかが管轄権を有する裁判所によって違法又は無効であると判断された場合であっても、当該条項以外の本規約の効力は影響を受けないものとします。

第18条(協議事項)

本規約の解釈について疑義が生じた場合又は定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします。

以上